



No.1203

までに異議の申し出がない場合には、たとえ選挙人名簿への登録要件を満たす方であっても、名簿に登録されない場合があります。名簿に登録されない場合は、平成26年度中に中山町農業委員会委員選挙が行われた際に、投票したり、委員に立候補したりすることはできません。

人工透析通院費を助成します

※お問い合わせ先
健康福祉課福祉G
☎662・2673

腎機能に障害を有する方(腎臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた方)が人工透析療法を受けるため、医療機関への往復にバス、汽車、または自家用車を利用した場合、交通費の一部を助成します。ただし、病院の送迎バスを利用している方は該当しません。
☆申請方法 医療機関の通院証明書(平成25年9月1日〜平成26年2月末の通院実績)と申請書を提出してください。通院証明書と申請書の用紙は、健康福祉課と役場総合窓口に準備しております。
☆申請受付期間 2月28日(金)〜3月10日(月)までに、役場総合窓口または健康福祉課へ提出してください。

固定資産税「償却資産」の申告はお済みですか?

※お問い合わせ先
住民税務課税務G
☎662・2112

1月1日現在で町内に償却資産(農業用の機械や、会社や工場、商店などで事業用に使う機械や器具、備品等の有形固定資産)を所有している個人または法人は、その取得価額等について申告する義務があります(自動車税および軽自動車税の対象車両は除く)。すでに申告期間を過ぎております。まだお済みでない方は至急申告してください。
※申告書が送付されている方は、資産に増減がない場合も必ず提出してください。また、申告書の送付がない方でも、償却資産を町内に所有している方は申告が必要です(申告用紙は住民税務課に準備してあります)。

農業委員会委員選挙人名簿をご覧いただけます

※お問い合わせ先
選挙管理委員会
☎662・2111

農家の皆さんから提出していただいた「農業委員会委員選挙人名簿調製のための申請書」に基づいて調製した農業委員会委員の選挙人名簿を、次のとおりご覧いただけます。
●期間 2月23日(日)〜3月9日(日)
●時間 午前8時30分〜午後5時
●場所 役場2階選挙管理委員会
※農業委員会委員の選挙人名簿は一般の選挙人名簿とは異なり、農家の皆さんからの登録申請に基づき農業委員会および選挙管理委員会で審査して要件を満たしている方が登録されます。
したがって、選挙人名簿への登録申請をしないで、かつ3月9日(日)

今月の納税等

納期限 2月28日(金)

- 固定資産税 4期
- 国民健康保険税 8期
- 介護保険料 8期
- 後期高齢者医療保険料 8期

◆税額や保険料の変更がある方へ、2月14日(金)に納付書を発送します。お手元に届いた方は内容をご確認ください。

※お問い合わせ先 住民税務課税務G ☎662・2112

- 公共下水道受益者負担金 3期

※お問い合わせ先 建設課下水道管財G ☎662・2115

「ねたきり老人等」「重度障がい者」介護者激励金の支給について

ねたきり老人等および重度障がい者を在宅で6か月以上継続して介護されているご家族に激励金を支給します。(過去1年間において、在宅で通算して6か月以上介護しており、かつ、介護を受けている方の入院(短期入所)等が3か月を超えない場合)

- 対象者
- 【ねたきり老人等(65歳以上)の介護者】
次の全てに該当する方を介護している方
1. 要介護4~5または障がい程度区分5~6(注)と認定されてから6か月以上その状態が継続している方
2. 寝たきりまたは認知症の方で一定の要件を満たし、介助を要する方
(注)障がい程度区分については、身体障がい者手帳の等級とは異なり、認定調査や医師意見書に基づき障がい程度区分判定審査会において認定された区分となります。

- 【重度障がい者(20歳以上65歳未満)の介護者】
次の全てに該当する方を介護している方
1. 要介護4~5または障がい程度区分5~6(注)と認定されてから6か月以上その状態が継続している方
2. 身体障がい者手帳1~2級、療育手帳Aランクまたは精神障がい者保健福祉手帳1級を所持している方
3. 次の10項目のうち6項目以上が全介助の方
・歩行 ・乗車 ・洗身 ・食事摂取 ・飲水 ・排尿 ・排便 ・上着着脱 ・ズボン着脱 ・移動
- ※ただし、生活保護の被保護世帯に属する方、今年度すでに激励金を受けられた方は対象になりません。

- 支給額 年額5万円
- 手続き 各地区の民生委員を通じて健康福祉課まで申請してください。民生委員の連絡先や激励金の詳細については下記へお問い合わせください。
- 申請締切 2月21日(金)

※お問い合わせ先 健康福祉課福祉G ☎662・2673

火災からの避難について ※お問い合わせ先 総務企画課情報防災G ☎662・4899

町内においては、平成25年の1年間に建物火災はありませんでしたが、県内では尊い命が犠牲になる火災が数多く発生し、1月に入っても相次いでいます。また、半分以上で高齢者が犠牲になっています。消防庁の消防白書によると、火災における死亡原因の半数が逃げ遅れによるものです。大切な家族の命を守るために、**住宅用火災警報器を設置**するとともに、火の手があがってしまったらいち早く避難しましょう。

【煙の恐ろしさ】
火災で恐ろしいのは、やけどと思いがちですが、一番恐ろしいのは一酸化炭素による中毒・窒息です。煙に含まれる一酸化炭素は無臭のため、就寝中などで火災に全く気付かないまま意識を失い亡くなる方もおり、全国においても、平成23年の死因の第1位になっています。対策としては、火災の早期発見と避難時に煙を吸わないことが重要です。

- 【日頃からの備え】
- (1) 火災の初期対応ができるよう、**住宅用火災警報器**を設置する。
- (2) 普段から家の避難経路を決めておき、廊下、階段、ベランダ等に余計な物は置かない。
- (3) 旅先での旅館・ホテルなどでも避難経路を確認し、万が一火災に遭遇したら緑色の誘導灯を目印に避難する。

- 【避難のポイント】
- (1) 炎が天井付近に広がるようなときは消火作業をやめ、すぐに避難する。
- (2) 服装や持ち物にはこだわらず、すぐに避難する。
- (3) 煙を吸わないで避難する。
・ハンカチやタオルなどで鼻と口を覆う。
・煙が立ち込めているときは姿勢を低くする(煙は天井からたまっていくため、床面近くは比較的煙が薄く、視界が残っている場合がある)
- ・煙の中、呼吸が苦しい場合は、床と壁の立ち上がりや階段の角などに残った空気を吸う(図1・2)。
- (4) 一度屋外に避難した後は、決して戻らない。

※火災が発生したときは、命を守ることを最優先に、慌てず落ち着いて避難し、119番通報しましょう

